

山梨県公報

第二千六百六号

平成二十八年

五月二十三日

月 曜 日

目 次

特別保護地区の指定について……………四四七

人事委員会

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………四四八

その他

裁決手続の開始……………四五一

公 告

● 特別保護地区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、指定しようとする特別保護地区の名称、区域等の案を次のとおり公告し、この公告の日から平成二十八年六月六日まで縦覧に供する。
平成二十八年五月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 甲斐駒特別保護地区

1 特別保護地区の名称

甲斐駒特別保護地区

2 特別保護地区の区域

北杜市白州町横手並びに同市武川町柳沢所在県有林中北事業区第四百三十七林班に1小班、第四百三十八林班ろ2・イ小班、第四百三十九林班へ小班、第四百四十四林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ小班及び南アルプス市芦安芦倉所在県有林中北事業区第二十三林班イ・ロ・ハ・ニ・ホ・へ小班の区域

3 特別保護地区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、甲斐駒ヶ岳(標高二千九百六十七メートル)、鋸岳(標高二千六百八十五メートル)等を中心とした高山帯の地域であり、当該地区の全域が国立公園特別保護地区及び保安林に指定されている。
当該地域の植生は、甲斐駒ヶ岳山頂付近にアオノツガクラが分布し、その下部にはコケモモ、ハイマツ、ミドリユキザサ、ダケカンバ、ウラジロモミ、コマツガ等がみられ、高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、中型哺乳類ではニホンザル、キツネ等が、小型哺乳類では高山性のオコジョ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ルリビタキ、ヒンズイ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1 から4までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び中北林務環境事務所

二 三ツ峠特別保護地区

1 特別保護地区の名称

三ツ峠特別保護地区

2 特別保護地区の区域

都留市大幡所在県有林富士・東部事業区第六十三林班

3 特別保護地区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、三ツ峠山（標高千七百八十五・二メートル）等を中心とした亜高山帯の地域であり、当該地区は山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に規定する自然保存地区として昭和四十七年から指定されている。

当該地域の植生は、三ツ峠山山頂付近にクリ、ミズナラ等が分布し、その周囲にはウラジロモミ、コメツガ等が発達し、部分的にヤマボウシ、ブナ等及びカラマツ植林がみられる。

また、獣類では、大型哺乳類のニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ツキノワグマ等が、中型哺乳類ではニホンザル、ノウサギ、テン等が、小型哺乳類ではヤマネ、アカネズミ、シマリス、オコジョ等が確認され、鳥類では、コゲラ、ヒガラ、マヒワ、キビタキ等がみられる。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

(三) 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

5 1 から4 までに掲げる事項の縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び富士・東部林務環境事務所

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年五月二十三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

対象となる個人情報取扱事務		開示期間	開示場所
名称	記録項目		
職員採用試験（大学卒業程度）	第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点又は結果、合計得点、最終合計得点及び順位	合格発表日から一月間	人事委員会事務局
職員採用試験（短大卒業程度）	第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
職員採用試験（高校卒業程度）	同右	同右	同右
資格免許職職員採用試験	第一次試験 得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
民間企業等職務経験者職員採用試験	第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
警察官採用試験 A	第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点又は結果、合計得点、第一次試験と第二次試験の合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第三次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点又は結果、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右

警察官採用試験 B	同右	同右	同右
小中学校事務職員採用試験	第一次試験 得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
小中学校栄養職員採用試験	第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
任期付職員採用試験	同右	同右	同右
身体障害者を対象とした職員採用選考	第一次試験 得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点又は結果、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
職員採用選考（研究）	人事委員会が実施する個別面接得点及び順位	任命権者が最終選考結果通知を発送した日から一月間	同右
職員採用選考（獣医師）	同右	同右	同右
職員採用選考（職業訓練）	同右	同右	同右
警察官採用選考	同右	同右	同右

附則

この告示は、公布の日から施行する。

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十八年五月二十三日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称及び住所

中日本高速道路株式会社

愛知県名古屋市中区錦二丁目十八番十九号

二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（新清水ジャンクションから富沢インタ

ーチェンジ（仮称）まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

別表のとおり

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十八年五月十二日

(別表)

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	土地所有者		土地に関して所有権以外の権利を有する関係人		備考	
		公簿	現況	公簿	実測			氏名及び住所	氏名及び住所	権利の種類			
											公衆用道路		田
山梨県南巨摩郡南部町富士字矢島	5410番1	田	田	735	735.82	133.47							
	5440番1	田	田	223	223.56	132.69							
	5440番6	田	畑	104	104.49	28.73	1.54	若林明 (住民票の住所) 山梨県南巨摩郡南部町富士5528番地 (居所) 山梨県南巨摩郡南部町富士5425番地1			なし	収用及び使用しようとする土地は別図のとおり (別図略)	
	5440番8	公衆用道路	公衆用道路	12	12.86		0.03						
	5443番	田	田	277	277.67	227.29							